

## 令和7年門真市教育委員会第10回定例会

開催日時 令和7年10月27日（月）午後2時

開催場所 本館4階 委員会室

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第39号 令和8年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）の参加について
- 日程第4 議案第40号 門真市立学校の通学区域に関する規則の一部改正について
- 日程第5 諸報告

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

### 出席委員

教育長	八木下 理香子
教育長職務代理者	澤田 京子
委員	松宮 新吾
委員	満永 誠一
委員	服部 雅俊

### 事務局出席職員

教育部長	水野 知加子
教育部教育監	峯松 大輔
教育部次長	大倉 善充
教育部総括参事	高山 拓也
教育部教育総務課長	十河 大輔
教育部教育企画課長	渡辺 廣大
教育部学校教育課長	太田 雅貴
教育部学校教育課参事	
兼 教育センター長	岡田 和樹

八木下教育長 開会宣告 午後2時

日程第 1

会議録署名委員の指名

八木下教育長より 服部 雅俊 委員を指名

日程第 2

会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3

議案第39号 令和8年度大阪府新学力テスト（愛称：小学生すくすくウォッチ）の参加について  
説明者 岡田学校教育課参事

議案書 1 ページから 7 ページをご覧ください。

まず、本テストの趣旨・目的は、子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力及び問題発見・解決能力等を向上させ、これから予測困難な社会を生き抜く力を着実にすることを目的とするとあり、その目的を達成するため、小学生すくすくウォッチの実施を通して、子ども、家庭、学校、市町村教育委員会、大阪府教育委員会は、問題及びアンケートの結果や分析等から、以下それぞれの取組みの充実に努めると、示されております。

調査の対象は、小学校 5 年生と 6 年生の全児童となっており、実施内容は、小学校 5 年生は国語・算数・理科及び教科横断型問題、児童アンケート、小学校 6 年生は理科及び教科横断型問題、児童アンケートでございます。児童アンケートについては一人一台端末を活用し、オンラインによる回答方式となります。

実施日は、令和 8 年 4 月 22 日（水）から 4 月 30 日（木）までの任意の日です。

実施内容につきまして、令和 8 年度の全国学力・学習状況調査では理科の調査が実施されない年度となっております。そのため、例年通り、小学校 6 年生を対象に理科および教科横断型問題を実施いたします。

また、実施期間につきましては、今年度より約1週間遅れての実施となります。これは、令和8年度の全国学力・学習状況調査において、一部教科が一人一台端末を活用したC B T方式へ移行することに伴い、調査全体の実施時期が後ろ倒しとなったためです。それに合わせて、本調査の実施期間も調整されております。

教育委員会事務局といたしましては、門真市の子どもたち一人ひとりの学力向上や教育施策の充実を図る手立ての一つにすべく、実施要領にもとづく大阪府新学力テストに参加したいと考えております。

[全委員異議なく、可決]

#### 日程第4

議案第40号 門真市立学校の通学区域に関する規則の一部改正について

説明者 渡辺教育企画課長

議案書8ページをご覧願います。本件は、門真市立北巣本小学校を廃止し、門真市立四宮小学校の名称及び位置を変更することに伴い、通学区域の変更を行うにつき、門真市立学校の通学区域に関する規則を一部改正するものです。

議案書9ページの新旧対照表をご覧願います。まず第1条、別表第1の小学校校区では、学校名を北巣本四宮小学校とし、令和8年4月1日以降の通学区域につきまして、現四宮小学校及び現北巣本小学校の両通学区域を包含するものとしております。また、別表第2の中学校校区についても、学校名の変更に伴い、北巣本四宮小学校区としております。

次に第2条です。こちらについては令和11年4月1日より、北巣本四宮小学校の名称を四宮小学校に変更するにつき、別表第1及び別表第2の学校名を変更しています。通学区域については、北巣本四宮小学校の通学区域から変更はありません。なお附則として、規則の施行日を令和11年4月1日と、ただし、第1条の規定は令和8年4月1日としております。

[全委員異議なく、可決]

## 日程第5

### 諸報告

八木下教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号1 「第5次学校適正配置実施方針」（素案）に係るパブリックコメントの実施について  
報告者 渡辺教育企画課長

諸報告第1号「門真市第5次学校適正配置実施方針（素案）」に係るパブリックコメントの実施についてご報告いたします。

諸報告資料1ページをご覧願います。この度、門真の子どもたちにとっての、より良い教育環境の実現に向け、門真市全体の学校の将来を見据えた学校再編の方針を示す「第5次学校適正配置実施方針」を策定するにあたり、広く市民の意見を募集するためにパブリックコメントを実施するものです。パブリックコメントの対象は、別添冊子になっております実施方針の素案、意見募集期間といたしましては、令和7年10月27日（月）から11月21日（金）までの間としております。案の閲覧場所・意見箱の設置場所につきましては、市内の公共施設に加え、実施方針の中で具体的に対象となる校区の小学校としております。また、ホームページからも意見が可能となっております。意見の提出方法及び意見への対応につきましては記載のとおりです。

続きまして、実施方針（素案）の概要についてご説明させていただきます。

まず、資料のご説明の前に、簡単に策定の背景についてご説明いたします。門真市の学校適正配置事業につきましては、これまで第4次にわたり取り組んでまいりました。現在第4次の適正配置実施方針に示しました第四中学校区、第五中学校区について鋭意事業実施しているところでございますが、市全体における子どもの人口は減少傾向が続き、依然、多くの学校において単学級が見込まれています。また、学校校舎の多くが築50年以上経過しており、大規模改修、または建替を進めなければならない状況でございます。これらに加えて、時代の変化や学びの変化に応じたこれからの中の学校のあり方を検討すべく、令和5年度に、第5

次となる門真市学校適正配置審議会を開催し、今年の3月に答申がなされました。答申された内容を踏まえつつ、教育委員会として市全域の学校を対象に、今後どのように進めるかの方向性を示すための実施方針の素案をまとめたものでございます。

それでは、本方針の主な項目について、説明させていただきます。別添の実施方針案をご覧ください。

まず1ページから3ページでは、目次と、先ほどご説明させていただきましたことを踏まえた本計画・本方針策定の目的について記載しております。

続きまして4ページでは、これまでの門真の学校配置、再編等の経緯を、5ページから9ページまでは、現在の門真市の学校を取り巻く現状や各種情報をまとめております。

続きまして、10ページから第2章といたしまして、実施方針の内容を掲載しております。

10ページから11ページには、将来を見据えた学校づくりとして（1）地域と共にある学校、（2）令和の日本型学校教育と門真のめざす教育、（3）快適で楽しく過ごせる場としての学校づくりの観点をもって学校づくりに取り組むことについて記載をし、特に再編にあたっての校舎の考え方としまして、校舎の新設、校舎の長寿命化改修、既存校舎の活用、以上3つのパターンを組み合わせて実施することについて図にて示しております。

13ページでは、具体的な学校配置の方針といたしまして、（1）エリア配置は、審議会答申に基づく4つのエリア分けに基づくものとするとともに、（2）具体的方針として、実施方針1から3について示しております。

続きまして14ページ以降が、具体的な実施方針の内容となります。14ページ及び15ページでは、実施方針1、南西エリアの学校再編について記載をしております。

14ページ中段あたりの方向性①をご覧ください。南西エリア学校再編についての方向性①といたしまして、児童数の減少等の観点から沖小学校、五月田小学校を統合します。校舎については、沖小学校の既存校舎を活用します、としており、時期を令和12（2030）年度としております。

次に、その右側の方向性②でございます。内容としまして、校舎の老朽化、生徒数の減少等の観点から、第二中学校、第七中学校を統合します。校舎については、第七中学校の既存校舎を長寿

命化改修して活用します、としており、時期を令和 12（2030）年から令和 13（2031）年度を、第七中学校の改修期間、改修終了後の令和 14（2032）年度を、第二中学校と第七中学校の統合としております。

次に、16 ページ及び 17 ページをご覧ください。実施方針 2、北東エリアの学校再編について記載しております。

16 ページ中段あたりの方向性①をご覧ください。北東エリア学校再編の方向性①といたしまして、校舎の老朽化、児童数の減少等の観点から、大和田小学校、上野口小学校、古川橋小学校（古川以東）を統合します。校舎については、現上野口小学校敷地にて校舎の新設をめざします、としており、時期につきましては令和 13（2031）年度に大和田小学校敷地にて大和田小学校、上野口小学校を先行統合、その後、上野口小学校敷地にて新校舎を建設、新校舎完成後となる令和 17（2035）年度に、上野口小学校への移転と合わせて、古川橋小学校（古川以東）を統合することとしております。

次に、右側の方向性②でございます。内容といたしましては、南西エリアの中学校統合に伴い、大和田小学校、上野口小学校、古川橋小学校（古川以東）の統合後については、中学校区を第五中学校区とします、としております。但し、スケジュールについてですが、南西エリアの中学校統合に伴い、現第二中学校に通う大和田小学校、上野口小学校の子どもたちについては、第七中学校と第二中学校の統合に伴い校区の変更が行われます。その際、令和 14（2032）年度の第七中学校、第二中学校の統合時期に合わせ、北東エリアの大和田小学校、上野口小学校につきましては、第五中学区としております。なお、古川橋小学校区につきましては、古川橋小学校の統合後となる、令和 18（2035）年度からとしております。

最後に 18 ページをご覧ください。実施方針 3、その他のエリアの学校再編については、実施方針 1、実施方針 2 に加え、市のまちづくりや校舎の状況、児童生徒数の状況等を踏まえ、今後改めて示すものとします、としております。

続けて、（3）想定スケジュールとしまして、実施方針 1 及び実施方針 2 に関する統合の内容、移転、通学先変更等の時期についてをまとめて記載しております。

なお、募集期間中に出された意見につきましては、12 月の教育

委員会定例会にてご報告させていただくとともに、意見を踏まえて必要に応じ修正した最終案につきましても、議案として上程させていただく予定ですのでよろしくお願ひいたします。

番号2 門真市就学援助費支給規則の一部改正について  
報告者 太田学校教育課長

諸報告資料2から3ページをご覧ください。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の施行により、同法で指定された20業務を処理するシステムは国が示す標準仕様に準拠したシステムへの移行が義務付けられ、本市においても、令和8年1月に就学及び就学援助システムが標準準拠システムへ移行を行う予定になります。当該システムの稼働に合わせて、就学援助費のうち「新入学児童生徒学用品費」について入学前支給を実施できるように規則を改正したものです。

改正箇所は全部で4か所あります、第1条、第4条第3項、第8条第1号の「児童及び生徒」を「児童、生徒及び入学を予定している者」へ改正、第3条の「児童及び生徒の保護者」に加え、「翌年度はじめから門真市立小学校、中学校及び義務教育学校への入学を予定している者の保護者」を追記しております。なお、令和8年4月入学の児童・生徒から「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給の実施を予定しております。

—すべての報告が終了—

八木下教育長 閉会宣言 午後2時19分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 八木下 理香子

署名委員 服部 雅俊